

# 越谷市幼保連携型認定こども園認可・確認に関する基準

平成28年9月30日市長決裁・平成30年3月28日市長決裁  
令和2年3月31日市長決裁・令和2年12月28日市長決裁  
令和6年6月28日市長決裁・令和7年3月28日市長決裁

## 第1 目的

この基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の認可及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定に基づく確認について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)、越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第62号。以下「認可基準条例」という。)、越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年規則第84号。以下「認可基準規則」という。)及び越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号。以下「確認基準条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可及び確認を行うことを目的とする。

## 第2 認可の基本方針

幼保連携型認定こども園の認可に当たっては、「越谷市こども計画」に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数、延長保育等多様な教育及び保育サービスに対する需要及び将来の動向などを踏まえ、その必要性を審査するものとする。

## 第3 設置者

幼保連携型認定こども園を設置し運営する者(以下「設置者」という。)は、社会福祉法人又は学校法人であること。この場合において別表1に掲げる要件を満たすこととする。

## 第4 幼保連携型認定こども園の立地条件等

### 1 位置

幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にあることが求められるとともに、幼保連携型認定こども園を開設

することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。

## 2 名称

幼保連携型認定こども園の名称は、公序良俗に反しないものであり、かつ、すでに市内にある認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所又は認可外保育施設と同一のもの又は紛らわしいものでないこと。

## 3 定員

### (1) 認可定員

ア 幼保連携型認定こども園の定員は、20人以上とする。ただし、地域の教育及び保育需要が高いと市が判断する場合には、60人以上とするよう努めなければならない。

イ 幼保連携型認定こども園に受け入れる対象は、就学前の全ての年齢の児童とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、特定の年齢の児童のみを受け入れることができる。

(ア) 分園を設置する場合

(イ) 近隣の保育所又は地域型保育事業所との連携により、特定の年齢の児童以外の児童の受入れが確保できる場合

(ウ) 市長が特に認める場合

ウ 幼保連携型認定こども園の定員は、原則、各年齢別に定めるものとし、乳児を除く各年齢の定員は、1つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

### (2) 利用定員

利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

### (3) 定員の弾力化

幼保連携型認定こども園は、総定員の範囲内で受け入れることを原則とするが、認可基準条例、認可基準規則及びこの基準に定める設備及び職員配置の基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育及び保育を実施することができる。ただし、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在園率(当該年度内における各月初日の在園人員の総和を各月初日の利用定員の総和で除したものをいう。)が120%以上であるときは、定員の見直しを行うものとする。

## 第5 学級の編制

### (1) 学級の一体的な編制の原則

幼保連携型認定こども園においては、満3歳以上の園児については、認可基準条例第6条の規定に基づき、教育課程に基づく教育を行うため学

級編制を行うことが求められるが、学級を編制するにあたっては、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」という。)に該当する園児と同項第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。)に該当する園児を一体的に編制することを基本とする。

(2) 異年齢による学級編制等

ア 学級は、認可基準条例第6条第3項のとおり、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いをすることができる。

イ 学年の途中で満3歳に達した園児については、満3歳に達した時点で、1号認定子ども又は2号認定子どもに該当することとなり、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、以下に掲げる対応その他弾力的な取扱いをすることができる。

(ア) 園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る。

(イ) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級へ移る。

(ウ) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級とは別に、満3歳児学級を設ける。

## 第6 幼保連携型認定こども園の用に供する土地及び建物並びに幼保連携型認定こども園の構造、設備等

### 1 土地及び建物の権利

(1) 設置者は、幼保連携型認定こども園の用に供する土地及び建物いずれについても、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、別表2に掲げる要件を満たすこと。

(2) 幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物には、抵当権等の制限物権その他の幼保連携型認定こども園の運営に支障となる権利が付されていないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該抵当権が独立行政法人福祉医療機構又は日本私立学校振興・共済事業団により設定されたものであるとき。(協調融資を含む。)

イ 次の基準に照らし、幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物を担保に供することについて、その妥当性、必要性等があると認められるとき。

項目	内容
担保提供の目的の妥当性	担保の提供が幼保連携型認定こども園の用地として使用される土地の購入又はその園舎建設に必要な借入金のためであり、抵当権等設定者が当該幼保連携型認定こども園を経営する法人であること。
担保提供の必要性	幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物を担保に供する以外に適当な資金調達の手段がないこと。
担保提供方法の妥当性	当該担保の提供に係る借入金も含めた法人の借入金の償還計画について、法人の経営状況、今後の事業収入、法人に対する寄附金収入の見込み等から、確実に返済できるものであり、かつ、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないものであると認められること。 担保を提供する借入先が公的団体又は確実な民間金融機関であること。 原則として根抵当権でないこと。ただし、元本確定した場合は、この限りでない。
担保提供に係る意思決定の適法性	理事会、評議員会等の審議を経て、法人として借入金の目的及び担保提供の必要性についての意思決定がなされており、議事録が整備されていること。

ウ 特に幼保連携型認定こども園の整備を推進すべきと認める地域にある鉄道駅の近傍(当該駅まで概ね徒歩10分圏内)に、土地及び建物両方の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合であって、教育及び保育需要の充足に特に資すると市長が認めたとき。(鉄道駅までの移動時間については、当該駅出入口の地上部分を起点として施設の敷地入口を終点とする経路のうち一般に利用しうる最短経路によることとし、当該経路を時速4kmで移動するものとして算出する。)

- (3) (2)の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の補助金を受けて整備した又は整備する予定の建物及び構築物については、抵当権等の登記設定前に、当該補助金の交付要件に基づき財産処分の承認を得ること。
- (4) (1)又は(2)の規定にかかわらず、現に設置されている幼稚園又は保育所の用に供する土地及び建物について、国若しくは地方公共団体以外の者からの貸与又は抵当権等の制限物権の設定を認めるという取扱いを受けている場合において、当該幼稚園又は保育所について、その設置主体である学校法人又は社会福祉法人が幼保連携型認定こども園の設置主体と

なる学校法人又は社会福祉法人に対して事業譲渡を行う際には、引き続き国若しくは地方公共団体以外の者からの貸与又は抵当権等の制限物権の設定を認めることを原則とする。

## 2 幼保連携型認定こども園に係る耐震

(1) 幼保連携型認定こども園は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けたものであること。ただし、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、次の事項が確認された場合は、この限りでない。

### ア 木造の場合

構造耐震指標1.1以上

### イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合

各階の構造耐震指標0.7以上で、かつ、各階の保有水平耐力に係る指標1.0以上

(2) (1)ア又はイに規定する基準を満たしていることの確認は、耐震診断報告書、耐震診断補強工事実施済みを証明する書類等により確認するものとする。

## 3 幼保連携型認定こども園の2方向避難

幼保連携型認定こども園は、火災等の非常時に園児の避難上有効な出口を2以上設け、かつ、当該出口に通ずる避難上有効な通路を2以上設けること。

## 4 幼保連携型認定こども園の建物及び附属設備の一体的配置

(1) 幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、認可基準条例第9条第5項の規定により同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることを原則とする。ただし、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置を認めるものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、平成27年4月1日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(幼稚園及び保育所の両方を廃止し、当該幼稚園及び保育所の土地や設備を活用する場合も含む。)は、次に掲げるいずれの要件も満たすときは、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置する

ことができる。

ア 教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 園児の移動時の安全が確保されていること。

ウ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること。ただし、調理室は、それぞれの園舎に設置する必要はない。

## 5 幼保連携型認定こども園の構造及び設備

幼保連携型認定こども園の構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令、認可基準条例及び認可基準規則、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第6条の学校環境衛生基準に定めるもののほか、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであるとともに、別表3に定める基準を満たすこと。また、幼保連携型認定こども園が幼児の教育の場でもあることに鑑み、文部科学省策定の幼稚園施設整備指針の関係留意事項についても十分配慮すること。

## 第7 職員

### 1 園長

(1) 幼保連携型認定こども園の園長は、認定こども園法第26条において準用する学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条第4項の規定により、園務をつかさどり、所属職員を監督するものと定められており、園児の健康と安全に責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質の向上等の役割を持つ。当該幼保連携型認定こども園内の他の職員の指示・監督により業務を行う者は園長とはみなさないものとする。なお、認定こども園法附則第3条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされた施設のうち、施設長に係る経過措置に関する施設型給付費の加算の対象となる施設にあっては、幼保連携型認定こども園が一体的施設としての認可であることを踏まえ、園長と加算対象職員の位置づけ、職務等を明確にすること。

(2) 幼保連携型認定こども園の園長について、認定こども園法施行規則第13条の規定により、同等の資質を有すると認めるものとして任命し、又は採用する場合には、その人格や教育、保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案し、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。以下同じ。)の長として当該施設を適切に運営してきた者、

教育・保育施設の職員として長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し園長となるための識見を身につけた者等から任命し、又は採用すること。

(3) 幼保連携型認定こども園は、認可基準条例第7条第1項の表備考第4号の規定により、園長が専任でない場合は、原則として園児の教育・保育に直接従事する職員の数を1人増加させることが求められる。園長の専任については、以下の要件に該当しない場合は、専任と判断しないものとする。

ア 常時、実際に当該幼保連携型認定こども園の管理運営の業務に専従していること。

イ 園長就任中は2以上の施設や他の事業、会社等と兼務することなく、園長の職務に専念すること。

(4) 設置者の理事長が園長を兼任する場合については、次に掲げる条件を満たしていること。この場合において、当該設置者における実施事業が当該幼保連携型認定こども園(当該施設において付随事業として一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等を実施する場合を含む。)のみであるときは、園長は専任として取り扱うものとする。

ア 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。

イ 他に適当な人材を求めることが困難であること。

ウ アの要件を具備しているかどうかの判断は、次の「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保に係る判断基準」により行うものとする。社会福祉法人以外の設置者については、これに準ずる。

#### 社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保に係る判断基準

a 理事会及び評議員会の構成が適正であること。

(a) 理事及び評議員が適格性を備えていること。

(b) 適正な選任手続きにより選任されていること。

(c) 任期が明確であること。

(d) 欠員がないこと。

b 理事会及び評議員会が適正に運営されていること。

(a) 要議決事項の審議議決が適正に行われていること。

c 監事の業務執行状況が適正であること。

(a) 理事及び評議員の業務執行状況の監査が適正に行われていること。

(b) 法人の財産状況の監査が適正に行われていること。

- d 幼保連携型認定こども園の運営が適正に運営されていること。
  - (a) 独善的、非民主的な運営が行われていないこと。
  - (b) 園長としての職責を十分果たしていること。
  - (c) 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。
- e 今後も引き続き a から d までの要件を満たすことが期待できること。

エ 「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価機関又は評価者による評価を受審すること。なお、受審頻度については、施設型給付費の加算において 5 年に 1 度程度と想定されていることから、必ずしも毎年受審することは求めないこととする。

## 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員

- (1) 認可基準条例第 7 条第 3 項の幼保連携型認定こども園に配置すべき園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、常勤の職員によって満たすことを基本とし、その算定方法は、以下のとおり、年齢別に園児の数を配置基準で除し、小数点以下 1 位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値の小数点以下の端数を四捨五入することによる。

$$\begin{aligned}
 \text{必要配置数} = & (0 \text{ 歳児の数} \times 1 / 3) \\
 & + \{ (1 \text{ 歳児の数} + 2 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 6 \} \\
 & + (3 \text{ 歳児の数} \times 1 / 15) \\
 & + \{ (4 \text{ 歳児の数} + 5 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 25 \}
 \end{aligned}$$

- (2) 園児の教育及び保育に直接従事する職員については、園児の教育及び保育に当たっては、常時複数の職員を配置すること（認可基準条例附則第 8 項に規定する特例を適用する場合を除く。）。

- (3) 3 歳以上の園児に係るそれぞれの必要配置数が学級数を下る場合は、必要配置数は当該学級数に相当する数とする。

- (4) (1)の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育及び保育を行う時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の待遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、園児の教育及び保育に直接従事する職員について常勤以外の職員を充てることができる。

ア 学級担任は、原則常勤専任であること。

イ 常勤の職員が各組や各グループに 1 人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が 2 人以上の場合は、最低 2 人）配置されていること。

ウ 常勤の職員に代えて常勤以外の職員を充てる場合の当該常勤以外の

職員の合計勤務時間数が、常勤の職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

- (5) (4)の規定により常勤以外の職員を充てる場合は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)」による園児の発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともに、これを明確にしておくこと。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第5条の規定により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に認定こども園法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提に、幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育に直接従事することができる。ただし、学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が就き、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましい。
- (7) 「認定こども園における利用園児がいない時間帯の職員配置の考え方について(令和2年2月21日府子本第143号・元初幼教第15号・子保発0221第4号・内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知)」の趣旨に鑑み、幼保連携型認定こども園において、当該幼保連携型認定こども園の開園時間中に、全ての園児が帰宅するなどにより園児のいない時間帯が生じた場合にあっては、(2)の規定にかかわらず、教育及び保育に従事する職員を配置しないことができる。ただし、以下に掲げる要件を満たす場合に限る。
- ア 突発的な事由により関係行政機関又は保護者が当該幼保連携型認定こども園に連絡する場合に備えて、当該幼保連携型認定こども園の開園時間内において隨時円滑に園長等へ連絡が取れるよう、開園時間中は園長、園長の権限を代行しうる者等が常駐する、職員間の連絡体制を整備するなど、確実な連絡手段、連絡体制が確保されていると認められること。
- イ タイムカード、ICカードによる記録、情報機器端末の使用記録等の客観的記録を基礎として、園児の登園及び降園の時間並びに教育及び保育に従事する職員の出勤及び退勤の時間の状況を把握し、現に当該幼保連携型認定こども園において保育されている園児の数と園児の教育及び保育に従事している職員の数が確認できること。

- (8) 幼保連携型認定こども園においては、子ども・子育て支援法に基づき市町村（特別区含む。）が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、(7)の規定による取扱を実施することにより、各保護者の希望に基づく幼保連携型認定こども園の利用が阻害されることがないよう、十分に配慮する必要があること。保護者が園児を預けることをためらうような依頼等も適切ではない。
- (9) 認可基準規則第3条第2号に規定する幼保連携型認定こども園等は、次に掲げるいずれかの施設とする。
- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）
- ウ 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所
- エ 認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（児童福祉法施行規則第49条の2で定めるものを除く。）であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（児童福祉法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。）
- オ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
- (10) 認可基準条例附則第8項に規定する職員の数が1人となる場合とは、年齢別に園児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値が1.4以下となる場合とする。
- (11) 認可基準条例附則第9項の規定により同条例第7条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状保持者をもって代える場合は、次に掲げることに留意すること。
- ア 小学校教諭が保育することができる児童の年齢については、専門性を十分に発揮するという観点から、5歳児を中心的に保育することが望ましいこと。
- イ 保育に従事したことのない小学校教諭等免許状保持者に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。

- (12) 認可基準条例附則第10項の規定により同条例第7条第3項の表備考第1号に定める者を市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合は、当該者に対し、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得を促していくこと。
- (13) 認可基準条例附則第11項に規定する看護師等の特例を適用する場合は、「「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について（通知）（令和5年2月9日内閣府子ども・子育て本部統括官等通知。以下「令和5年基準改正通知」という。）」に定めるところによること。
- (14) 認可基準条例第7条第1項及び第2項において必要となる学級ごとに担当する専任の保育教諭等については、同条例附則第9項及び第10項に規定する特例が適用されず、保育教諭等でなければならないこと。

### 3 調理員

保育認定子ども（2号認定子ども及び子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども）のことをいう。以下同じ。）に係る利用定員が40人以下の施設にあっては1人以上、41人以上150人以下の施設にあっては2人以上、151人以上の施設にあっては3人以上調理員を配置すること。

### 4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師をそれぞれ1人以上確保することとし、当該医師又は薬剤師との間で書面による契約を締結すること。

## 第8 運営

### 1 教育及び保育を行う時間・開園時間・休園日

#### (1) 教育及び保育を行う時間

ア 教育時間（教育に係る標準的な1日当たりの時間をいう。）は、4時間を標準とし、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。  
イ 保育認定子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して(2)に規定する開園時間内で、幼保連携型認定こども園の園長が定めるものとする。

#### (2) 開園時間

幼保連携型認定こども園の開園時間は、1日につき連続した11時間以上を原則とする。

#### (3) 休園日

毎学年の教育週数は、認可基準条例第12条第1項第1号の規定によ

り原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置づけに鑑み、幼保連携型認定こども園の休園日は、原則、次に掲げるとおりとする。ただし、当該日の開所を妨げない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 2 教育及び保育内容

教育及び保育の内容及び運営等については、次に掲げる事項に基づき、園児の最善の利益を考慮し、また、認定こども園法第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるものでなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に従うこと。
- (2) 幼保連携型認定こども園は、地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、関係機関と連携し、行動すること。
- (3) 幼保連携型認定こども園は、認定こども園法施行規則第24条及び第25条の趣旨を踏まえ、関係者評価、福祉サービス第三者評価、幼稚園学校評価等の受審及び結果の公表並びに結果に基づく改善を図ること。

## 3 保険への加入

幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を提供するに当たり、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付、施設賠償責任保険、児童障害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

## 4 食事の提供

### (1) 食事の自園調理等

幼保連携型認定こども園における園児に対する食事の提供については、認可基準条例第17条により準用する越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号。以下「保育所認可基準条例」という。)第16条のとおり、保育認定子どもに対して自園調理の方法により提供することとしているが、1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられること。なお、保護者が希望する場合や園の行事等の際には、保育認定子どもについて、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができること。

### (2) 食事の提供における衛生管理

食事の提供における衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理に

ついて(平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知)」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、越谷市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

### (3) 食事の外部搬入等について

幼保連携型認定こども園における園児に対する食事の提供については、調理業務を委託する場合又は外部搬入(満3歳以上の園児に対する食事の提供について、認可基準条例第17条により準用する保育所認可基準条例第36条の規定により当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法をいう。)により行う場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について(平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・児発第0118第3号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)」に定めるところによること。また、保健衛生面・栄養面については越谷市保健所等の助言・相談に従うとともに、食を通じた園児の健全育成については、「第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画」等を参考とすること。

### (4) 調理する者に対する綿密な注意

幼保連携型認定こども園において調理又は調乳を担当する職員については、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に従い、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で、調理又は調乳業務に従事させること。

## 5 通園送迎

幼保連携型認定こども園において、バスにより通園送迎を実施する場合には、次に掲げる事項に基づき、実施すること。

- (1) 通園送迎に当たっては、運転手以外に付添いのための保育教諭等の職員を配置することとし、配置する職員の数の算定に当たっては、園児数の状況に応じ第7の2(1)に定める算定方法を準用すること。
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)等の関係法令を遵守すること。
- (3) 「幼稚園におけるスクールバスによる安全確保の推進について(平成19年1月17日文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知18初幼教第10号)」を参考に、安全確保に留意すること。
- (4) 認定こども園法施行規則第27条において準用する学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第29条の2第2項の「ブザーそ

の他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであること。

## 6 インクルーシブ保育

認可基準条例第16条の規定に基づき、インクルーシブ保育を行う場合は、令和5年基準改正通知に定めるところによること。

## 7 業務継続計画の策定

認可基準条例第17条により準用する保育所認可基準条例第14条第1項の業務継続計画については、令和5年基準改正通知を参考に、策定すること。

## 8 苦情解決

幼保連携型認定こども園における苦情解決については、認可基準条例第17条により保育所認可基準条例を準用することとされていることから、保育所に準じた取扱いを行うこととし、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知別紙)」に準じ、適切な措置を講ずること。

## 9 子育て支援

幼保連携型認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。

(1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、幼保連携型認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。

(2) 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

(3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

## 第9 幼保連携型認定こども園の分園の設置

幼保連携型認定こども園の分園の設置については、本園(本体となる幼保連携型認定こども園のことをいう。)と分園の一体的な運営の確保を前提とし、「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて(平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号・内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)」に定める要件を満たすこと。

## 第10 施設型給付費の額の算定に係る基準

幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)」において必要とされる要件を満たすこと。

### 附 則(平成28年9月30日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

### 附 則(平成30年3月28日市長決裁)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則(令和2年3月31日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

### 附 則(令和2年12月28日市長決裁)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則(令和6年6月28日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

### 附 則(令和7年3月28日市長決裁)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表 1　社会福祉法人又は学校法人が設置者となる場合の要件

- 1 認定こども園法第17条第2項各号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 2 認可基準条例第5条に抵触しないこと。
- 3 幼保連携型認定こども園の運営については、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならないこと。次のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。
  - (1) 直近の会計年度において債務超過(負債総額が資産総額を超えていることをいう。)となっている。
  - (2) 直近3年間の会計年度において、3年間連續して損失を計上している。
  - (3) 公租公課を滞納している。
- 4 国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、社会福祉法人にあっては別表2の1又は2に掲げる要件を、学校法人にあっては別表2の3に掲げる要件を満たすこと。
- 5 認可を受けるに当たり、社会福祉法人にあっては別表4の1に掲げる条件を、学校法人にあっては別表4の2に掲げる条件を遵守できること。

## 別表2 国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合の要件

### 1 既設の社会福祉法人が土地又は建物の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合の要件

- (1) 貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当するなど、安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
- ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において10年以上とされていること。
- イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。
- (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

### 2 既設の社会福祉法人以外の社会福祉法人が土地の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合の要件

- (1) 貸与を受けている土地について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であるなど安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
- (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

### 3 学校法人が土地又は建物の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合の要件

- (1) 貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当するなど、安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
- ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において10年以上とされていること。

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。

- (2) 貸借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 安定的に貸借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 貸借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、学校法人の所轄庁が審査基準に照らして寄附行為の認可(変更認可を含む。)をしない場合は、幼保連携型認定こども園の設置を認可しない。

備考 この表において、「既設の社会福祉法人」とは、既に第1種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人のことを行う。

別表3 幼保連携型認定こども園の構造、設備等の基準

設備区分	基準設備・面積等
職員室	施設に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、職員室を設置すること。
保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)	<p>(1) 満2歳に満たない園児は満2歳以上の園児と発育・発達程度、生活リズム等が異なるため、乳児室又はほふく室は保育室とは別の区画とすることが望ましいこと。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は満2歳に満たない園児1人につき3.3m<sup>2</sup>以上、保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の園児1人につき1.98m<sup>2</sup>以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>※有効面積に含めることができる物の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の際に使用する机、椅子</li> <li>・遊びの時間に使用する遊具</li> <li>・吊り戸棚等で、床上から概ね140cm程度の空間を確保したもの</li> <li>・ベビーベッド（乳幼児のために使用する場合に限る。）</li> </ul> <p>(3) 認可基準条例第17条により準用する保育所認可基準条例第5条第2項の規定により、設備運営基準を理由として保育室等の面積を減少させることは認められないが、その要因となる事案が保育の質の向上に資するものであり、かつ、乳幼児への影響が少ないものであると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>※本取扱い等による乳幼児1人当たりの面積が減少することについては、本条の規定が最低基準を理由として、設備を低下させてはならないとするものであるため、許容される。</p> <p>(4) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p>
保健室	静養できる機能を有し、医薬品等を常備する保健室を設けること。カーテン等で区画することができれば、職員室との兼用も可とする。
調理室 (園内で調理する方法により食事を提供する園児数が20人以上の場合)	<p>(1) 隣壁で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区別するため、原則として、検収場所、食品保管庫、下処理室、調理室前室、調理室を設けること。検収場所は下処理室との兼用も可とする。</p> <p>(3) 原則として、手洗い設備が各作業区域の入り口にあること。</p> <p>(4) 調理室は、給食の量に応じた設備及び面積を有し、調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存できる設備があること。</p> <p>イ シンクは、用途別に相互汚染しないよう設けること。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。</p> <p>(5) 食器消毒保管庫等の調理器具、食器等が外部から汚染されない構造の保管設備を設けること。</p> <p>(6) 調理員用の便所は、原則として、別に設けること。</p> <p>(7) 園内で調理する方法により食事を提供する園児数が20人以上30人以下の施設であって(2)、(3)、(4)イ、(5)及び(6)によりがたい場合は、</p>

	汚染作業と非汚染作業を明確に区分し食材の相互汚染を防止するなど、必要な措置をとること。
調理設備 (園内で調理する方法により食事を提供する園児数が20人に満たない場合)	<p>(1) 給食の量に応じた設備及び面積を有し、園児が簡単に立ち入ることがないようベビーフェンス等で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 冷凍冷蔵庫があること。当該冷凍冷蔵庫は、検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存可能であること。</p> <p>イ シンクがあること。当該シンクは、複槽式シンクであることが望ましい。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。</p> <p>オ オーブンがあることが望ましいこと。当該オーブンは、電子レンジに付属する機能で可とする。</p> <p>カ 手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましいこと。</p>
便所	<p>(1) 便所は、保育室等並びに調理室及び調理設備と区画されており、かつ園児が安全に使用することができるものであること。</p> <p>(2) 便所用の手洗設備が設けられていること。</p> <p>(3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の園児15人につき1据とする。</p> <p>(4) 満2歳に満たない園児用に汚物処理設備を設けることが望ましいこと。</p>
飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備	園児数、利用頻度等に応じた適当な数の水栓等を設置できる面積、形状とすること。
調乳室	乳児用の設備として、調乳室を設けること。調乳室は、独立の室であることが望ましいが、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。
沐浴室	満2歳に満たない園児用の設備として、沐浴室を設けること。園児用便所、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。
園庭	<p>(1) 園庭の面積は、認可基準条例第9条第7項に定める面積以上あり、園児が実際に遊戯可能な面積であること。</p> <p>(2) 同一敷地内又は隣接する位置の地上に設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、園庭を屋上(バルコニー等を含む。以下同じ。)に設けることができる。</p> <p>ア 鉄道の駅の近傍にあるなど園庭を同一敷地内又は隣接する位置の地上に設けることが著しく困難であること。</p> <p>イ 特に幼保連携型認定こども園の整備を推進すべきと認める地域にあり、当該幼保連携型認定こども園の設置が教育及び保育需要の充足に特に資すると市長が認めること。</p> <p>(3) (2)のただし書の規定により園庭を屋上に設ける場合は、次の条件を満たすこと。</p> <p>ア 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存すること。</p> <p>イ 当該園庭を設ける建築物が、耐火建築物であること。</p> <p>ウ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮するこ</p>

	<p>と。</p> <p>エ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>オ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。</p> <p>カ 地上の園庭と同様の環境が確保されるとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。)と行き来できると認められること。</p>
<p>保育室等を2階以上に設ける場合の基準</p>	<p>(1) 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、認可基準規則第2条に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その幼保連携型認定こども園の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。</p> <p>イ 認可基準規則第2条第3号に規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。</p> <p>(2) 保育室等の設置階の判断に当たっては、避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。)を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が幼保連携型認定こども園を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。</p> <p>(3) 保育室等を建物の3階以上に設ける場合、次の要件を満たす場合に限り、認可基準条例第9条第4項の規定にかかわらず、当該3階以上に設けた保育室等を満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供することができる。</p> <p>ア 当該保育室等と同一階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭があること。</p> <p>イ 屋上に園庭を設ける条件を満たしていること。</p> <p>(4) 満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室について求められる面積を2階までに確保している場合にあっては、当該保育室と別に設置される満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する遊戯室その他の設備については、(3)の規定にかかわらず、3階以上の階に設けることができる。</p>
<p>駐車場</p>	<p>(1) 定員の1割を目安に駐車場を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 定員30人以下の小規模な幼保連携型認定こども園である場合</p> <p>イ 特に幼保連携型認定こども園の整備を推進すべきと認める地域にある鉄道駅の近傍(当該駅まで概ね徒歩10分圏内)にあり、当該幼保連携型認定こども園の設置が教育及び保育需要の充足に特に資すると市長が認める場合</p> <p>(2) 1号認定子どもを対象に通園送迎を行う場合にあっては、(1)の規定による定員の数については、当該1号認定子どもの定員を除いた数とすることができる。</p>

## 別表4 認可の条件

### 1 社会福祉法人に対する条件

- (1) 認定こども園法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 確認基準条例第35条の規定を踏まえ、社会福祉法人会計基準に基づき、幼保連携型認定こども園を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 毎会計年度終了後3か月以内に、会計に関し市が必要と認める書類に、認定こども園法第30条第1項の規定による運営状況報告を添付して、市長に対して提出すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の用に供する土地及び建物いずれについても、これを処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。ただし、次の条件を全て満たしていない場合は、当該担保の提供を承認しない。
  - ア 借入金は、幼保連携型認定こども園を経営する事業に限って充てられるものであり、抵当権等の設定者がその幼保連携型認定こども園を運営する法人であること。
  - イ 幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物を担保に供する以外に適当な資金調達の手段がないこと。
  - ウ 当該担保の提供に係る借入金も含めた法人の借入金の償還計画について、法人の経営状況、今後の事業収入、法人に対する寄附金収入の見込み等から、確実に返済できるものであり、かつ、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないものであると認められること。
  - エ 担保の提供に係る借入先は、公的団体又は確実な民間金融機関であること。
  - オ 原則として根抵当権でないこと。ただし、元本確定した場合は、この限りでない。
  - カ 理事会、評議員会等の審議を経て、法人として借入金の目的及び担保提供の必要性についての意思決定がなされており、議事録が整備されていること。

### 2 学校法人に対する条件

- (1) 認定こども園法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

- (2) 確認基準条例第35条の規定を踏まえ、学校法人会計基準に基づき、幼保連携型認定こども園を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 毎会計年度終了後3か月以内に、会計に関し市が必要と認める書類に、認定こども園法第30条第1項の規定による運営状況報告を添付して、市長に対して提出すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の用に供する土地及び建物いずれについても、これを処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。ただし、次の条件を全て満たしていない場合は、当該担保の提供を承認しない。
  - ア 借入金は、幼保連携型認定こども園を経営する事業に限って充てられるものであり、抵当権等の設定者がその幼保連携型認定こども園を運営する法人であること。
  - イ 幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物を担保に供する以外に適当な資金調達の手段がないこと。
  - ウ 当該担保の提供に係る借入金も含めた法人の借入金の償還計画について、法人の経営状況、今後の事業収入、法人に対する寄附金収入の見込み等から、確実に返済できるものであり、かつ、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないものであると認められること。
  - エ 担保の提供に係る借入先は、公的団体又は確実な民間金融機関であること。
  - オ 原則として根抵当権でないこと。ただし、元本確定した場合は、この限りでない。
  - カ 理事会、評議員会等の審議を経て、法人として借入金の目的及び担保提供の必要性についての意思決定がなされており、議事録が整備されていること。